

## 令和3年度大田原市地域おこし協力隊募集要項（第15次募集）

大田原市は、地方創生の実現に向けて、大田原市未来創造戦略に基本目標「大田原市への新しい人の流れをつくる」を掲げ、当市への移住・定住の促進や、地域の活性化に取り組んでいただける地域おこし協力隊員を募集します。

水と緑に囲まれた大田原市でスローライフを楽しみながら、大田原市の活性化に取り組む意欲のある方や、大田原市での起業を考えている方のご応募をお待ちしています。

都会で埋もれているあなたの才能を、大田原市で輝かせてみませんか。

### 1 活動内容

大田原市の地域おこしを目的とした以下の活動

#### ① 農業の振興に関する活動

- ・市内での新規就農を目的とし、地域農家等と連携した農業振興活動

#### ② 移住・定住総合案内に関する活動

- ・大田原市における移住希望者に対する情報発信及び案内活動
- ・移住定住業務に関する関係機関との連絡調整業務
- ・移住定住業務に関する北那須地域自治体等との連携

#### ③ 自由な発想による地域振興活動

- ・①②以外にも、皆様の自由な発想による提案をお待ちしております。

(例) 空き家、空き店舗を活用した商業振興活動

市民の健康増進のためのスポーツの振興に関する活動

地域産業の振興に関する活動 など

**そのほか隊員共通の活動として、次の活動にも従事していただきます。**

- ・地域の自治会活動や地域コミュニティの振興に関する活動への参加  
(例) 地域イベントへの参加、地域の見守り活動など
- ・大田原市の魅力および自身の活動の積極的な情報発信  
(例) フェイスブック等のSNSやホームページなどを利用

◆上記の活動を行いながら、退任後に起業・就業・継業等などにより大田原市への定住を目指していただける方を募集します。

### 2 募集対象

(1) 応募の時点で、3大都市圏内の都市地域または3大都市圏外の政令指定都市に居住しており、当該地に住所を有する方

※ 上記のうち、条件不利区域（過疎、山村、離島、半島などの地域）に居住している方を除きます。

(2) 任用の日において20歳以上40歳未満の方

(3) 任用の時点で、普通自動車運転免許を有している方

- (4) 任用の日までに大田原市に住所を移動でき、任用期間満了後においても引き続き大田原市に定住する意思を有する方
- (5) 心身ともに健康で地域住民の皆さんとコミュニケーションがとれるとともに、地域活性化活動に意欲と熱意を有し、積極的に活動できる方
- (6) 自身の活動についてSNS等を通じて広く発信できる方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

**【地方公務員法第16条 欠格条項】**

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### **3 募集人数**

若干名

### **4 活動場所**

大田原市内全域

※ PRイベントのため栃木県内外でも活動することもあります。

### **5 活動時間**

- (1) 勤務日  
1週間につき5日間（有給休暇制度あり）
- (2) 勤務時間  
1日につき6時間（10時～17時※調整可能）  
※ 原則、週30時間勤務となります。

### **6 任用期間・任用形態**

- (1) 身分  
会計年度任用職員として市長が任用します。
- (2) 職名  
大田原未来創造特使
- (3) 主たる勤務地  
大田原市役所政策推進課内及び大田原市地域おこし協力隊事務所
- (4) 任用期間  
任用の日から当該年度末日まで

ただし、活動の成果により任用の日から3年を超えない範囲で任期を更新します。

## 7 報酬

月額 189,000円 ※昇給あり（賞与・手当等は無し）

## 8 待遇・福利厚生

### (1) 住居

市が住居を用意します。

※ 転居に係る費用、生活用備品、光熱水費等生活に必要な費用は、個人負担となります。また、使用料の一部を負担していただきます。

### (2) 活動経費

隊員の活動に必要な経費は、活動内容に応じて予算の範囲内で市が負担します。

### (3) 社会保険

健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入し、保険料を市が報酬から控除します。

※ 活動中の怪我などには、公務災害補償が適用されます。

### (4) その他

協力隊員としての勤務時間外には、副業や起業するための活動に従事することができます。

## 9 応募手続

### (1) 応募書類受付期間

令和4(2022)年1月24日(月)から 令和4(2022)年2月4日(金)まで

※ 応募書類は郵送で受け付けます。(当日消印有効)

### (2) 提出書類

選考に係る下記書類を提出してください。

書式は、市ホームページからダウンロードできます。

大田原市地域おこし協力隊応募用紙兼履歴書

※ 提出いただいた書類は返却しませんが、記入された内容は適正に管理し、地域おこし協力隊の選考以外の目的には使用しません。

### (3) 書類の提出・問合せ先

〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号

大田原市役所総合政策部政策推進課

電話 : 0287-23-8793

FAX : 0287-23-8748

E-mail : [seisakusuishin@city.ohawara.tochigi.jp](mailto:seisakusuishin@city.ohawara.tochigi.jp)

### (4) 選考方法、内容、日時及び場所

区分	選考方法	内 容	日時及び会場
第1次 選考	書類選考	提出された書類から、受験資格、応募動機等を審査します。	

第2次 選考	面 接	地域おこし協力隊としての適性、 対人関係能力、使命感、社会性、 表現力等、人物について個別面接 を行います。	令和4(2022)年2月16日 (水)に大田原市役所で 実施予定です。
-----------	--------	---	---

- ※ 第2次選考は、第1次選考の合格者に対して行います。  
日程等につきましては、合格通知によりお知らせします。
- ※ 第2次選考会場までの交通費等は応募者の負担とします。

(5) 合格発表

区分	合格発表日(予定)	方 法
第1次 選考	募集終了日から10日程度	合否の結果および合格者に第2次選考の詳細を郵便で通知します。
第2次 選考	第2次選考日から1週間程度	合否の結果を郵便で通知します。

(6) 任用年月日

令和4年3月1日(火)又は令和4年4月1日(金)を予定

- ※ 任用年月日については、ご自身のご都合等により協議の上変更されることも可能といたします。

10 その他

任用にあたっての詳細については、別途協議します。